

本件発生当時、福祉立法上、広報義務が明記されていなかったが、京都地裁は1991（平成3）年2月5日¹¹、①の取消請求の訴えは却下したが、②に関しては、

「周知徹底等の広報義務は…憲法25条の理念に即した手当法1条、7条1・2項の解釈から導き出されるものであって、社会保障ないし社会福祉制度の実効を確保するためのものであり、社会保障ないし公的扶助は単なる慈善や施してはなく、社会一般の福祉を促進し、すべての国民とその子孫がひとしく欠乏から免れ、自由と生存を享受するという基本的権利を実質的に保障するためのものであるから、広報はY2が主張するように、通常の法令の交付のとおりこれを官報に掲載しておけば足るものではないし、一般の法制度などの各種の広報と異なり、単なる恩恵的なサービスや行政上の便宜に基づく、してもしなくてもよい全くの自由裁量に過ぎないものではなく、法的な義務である」

「社会保障の受給者は、主として社会的弱者であり、とくに本件原告らのように障害者家庭にある者に対して、抜け目の無さや注意深さを求める期待可能性がないから、…（中略）…障害者家庭にある者が相当の注意をもって普通の努力をすれば制度を知りうる程度に、周知徹底することを要する」

として、X1の請求を一部認容した。双方とも敗訴部分について控訴したが、大阪高裁は1993（平成5）年10月5日

「少なくともその対応が裁量の範囲を

著しく逸脱して違法性を帯びるほどのものとはとうてい認めることができないので、…（中略）…国に国賠法に基づく損害賠償義務があるものということではできない」

として、広報・周知徹底は国の法的義務と認めることはできないと判断し、Y2敗訴部分を取り消した上X1・X2の控訴を棄却した。さらに最高裁は1998（平成10）年9月10日、高裁の判断を是認することができるとして上告を棄却した。

とりわけ上記地裁判決が、「憲法25条に基づき福祉立法がなされた場合には、その法律の解釈基準として同条が裁判規範となることは否定できない」として、憲法第25条の理念に即した児童扶養手当法1条、7条1・2項の解釈から上記の周知徹底義務があるとし、さらに受給者の特性に配慮し「社会保障の受給者は、主として社会的弱者であり、とくに、本件原告らのように障害者家庭にある者に対して、抜け目のなさや注意深さを求める期待可能性がないから、通常の受給者、本件の場合には障害者家庭にある者が相応の注意をもって普通の努力をすれば制度を知りうる程度に、周知徹底することを要する」と判示した点は注目し得る¹²。

上記の社会福祉法の条文は、あくまで情報提供の努力義務を定めたにすぎず、利用者の情報提供を受ける権利を明記した規定ではない。この点は立法上の整備が望まれる。

¹¹ 訟務月報40巻8号1944頁

¹² 木下[1992]、高藤[1991]参照。

Ⅶ. おわりに

以上、児童扶養手当をめぐる論点を整理してきたが、社会保障体系全体の中で、児童扶養手当制度をいかに位置づけるのかという基本問題が残る¹³。これを論ずるにあたっては、無拠出給付たる児童扶養手当制度の意義に着目し¹⁴、子どもはその健やかな育成を保障される権利主体であるという視点に立つ¹⁵ことが重要であろう。

- ・健康危険情報 なし
- ・研究発表 なし
- ・知的財産権の登録・出願状況
該当なし

文献

- ・赤石千衣子・池谷秀登・佐藤正子 [2007.9]座談会「児童扶養手当や母子加算の削減を通して母子世帯の生活実態を考える」季刊公的扶助研究 206号
- ・浅井春夫・松本伊知朗・湯澤直美 [2008] 『子どもの貧困』明石書店

¹³ 児童手当を普遍的なものとして大幅に拡充し、児童扶養手当を特定の追加的な必要に対応したいわば母子加算的なものとして再編成する(福田 [2001] 325頁)、児童手当は「児童の福祉」を、児童扶養手当は「単身家庭の自立促進」を主目的とする手当として分離する(金川 [2003] 38頁)、(所得保障や就労支援については)「母子世帯対策」を廃止し子どもが属する世帯形態に関係のない「子ども対策」を立ち上げる(阿部 [2008] 141頁)等の意見がある

¹⁴ 小川政亮 [1982]

¹⁵ 坂本([1987] 36頁)は、「児童扶養手当制度は、その名の示すとおり児童を中心とした制度である」としている。

・阿部彩、大石亜希子 [2005] 「母子世帯の経済状況と社会保障」『子育て世帯と社会保障』東京大学出版会

・阿部彩 [2007] 「母子世帯に対する政策—児童扶養手当の満額有期化の意味—」生活経済政策 127号

・阿部彩 [2008] 『子どもの貧困』岩波新書

・石山直樹 [2007] 「母子世帯に対する経済的支援施策の意義について」横浜女子短期大学紀要 22号

・緒方桂子 [2008] 「母子世帯母親の就業と児童扶養手当削減の問題覚書」広島法科大学院論集第4号

・小川政亮 [1982] 「堀木訴訟の今日的意義」法律時報 54巻7号

・金川めぐみ [2003] 「児童扶養手当の性質とその検討課題」和歌山大学経済学部経済理論 311号

・木下秀雄 [1992] 「児童扶養手当に対する行政の広報義務」民商法雑誌 106巻5号、152頁

・厚生統計協会 [2008] 『2008年版国民の福祉の動向』

・厚生労働省 [2002] 「母子家庭等自立支援対策大綱」

・厚生労働省 [2005] 『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告』

・厚生労働省 [2007] 『平成18年度全国母子世帯等調査結果報告』

・厚生労働省 [2007、12] 『福祉から雇用へ』推進5か年計画

・厚生労働省 [2008] 『平成19年度版母子家庭の母の就業支援施策の実施状況』

・小久保哲郎 [2005] 「児童扶養手当の請求・相談者に対する行政窓口職員の教示

義務違反を認めた画期的判決」賃金と社会保障 1403号

・小山進次郎 [1975] 『改訂増補生活保護法の解釈と運用 (復刻版)』全国社会福祉協議会

・坂本龍彦 [1987] 『児童扶養手当法特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版

・島崎謙治 [2005] 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」『子育て世帯と社会保障』東京大学出版会

・嶋貫真人 [2005] 「児童扶養手当制度改革に向けた提言」沖縄大学人文学部紀要 6号

・下夷美幸 [2008] 『養育費政策にみる国家と家族』勁草書房

・しんぐるまざあず・ふぉーらむ [2007] 『母子家庭の就労・子育て実態調査報告書』

・全社協 [2000] 『福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会報告書』

・高藤昭 [1991] 「社会保障給付の非遡及主義立法と広報義務」判例タイムズ 766号 39頁

・田宮遊子・四方理人 [2007] 「母子世帯の仕事と育児」季刊社会保障研究 43-3

・徳島県生活と健康を守る会連合会 [2008] 「厳しい実態が浮きぼりに」月刊生活と健康 NO941、2008年5月15日

・中垣昌美 [1987] 『離別母子世帯の自立と児童扶養手当制度』さんえい出版

・日本労働研究機構 [2001] 「母子世帯の母への就業支援に関する調査結果の概要」
http://www.jil.go.jp/jil/happyo/20011004/kh011004_index.html (2009.1.11 検

索)

・濱本知寿香 [2005] 「母子世帯の生活状況とその施策」季刊社会保障研究 41-2

・判例時報 678号 19頁

・判例時報 795号 3頁

・判例時報 1051号 29頁

・判例時報 1776号 49頁

・尾藤廣喜 [1996] 「母子家庭の真の自立のために」尾藤廣喜・木下秀雄・中川健太郎『生活保護法のルネッサンス』法律文化社

・福田素生「児童扶養手当制度の研究(1)～(5)」社会保険旬報 NO1973 [1998.2.1]、1975 [1998.2.21]、1976 [1998.3.1]、1979 [1998.3.21]、1980 [1998.4.1]

・福田素生 [2001] 「児童扶養手当の現状と課題」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第2巻所得保障法』法律文化社

・藤原千沙 [2007] 「母子世帯の階層分化」季刊家計経済研究 NO73

・藤原千沙 [2008] 「2002年改革後の母子世帯と就業支援策の状況」女性と労働 21、17 (65)

・母子寡婦福祉法令研究会 [2004] 『総合的な展開をみせる母子家庭等施策のすべて』ぎょうせい

・堀木訴訟運動史編集委員会 [1987] 『堀木訴訟運動史』法律文化社

・水島郁子 [2008] 「婚姻によらないで懐胎した児童の父による認知と児童扶養手当」社会保障判例百選第4版

・矢嶋里絵 [2008] 「身体障害者福祉法における『自立』」菊池馨実編著『自立支援と社会保障』日本加除出版

・山縣文治 [1985] 「児童扶養手当法の

改正とそれをめぐる諸問題」大阪市立大
学生生活科学部紀要 33 卷

・山田晋 [1994] 「児童扶養と社会保障
法」季刊社会保障研究 29・4

・山野良一 [2008] 『子どもの最貧国・
日本』光文社新書

・湯澤直美 [2004] 「ひとり親世帯の生
活問題と所得保障」社会福祉研究 90 号

・湯澤直美 [2008] 「現代家族と子ども
の貧困」浅井・松本・湯澤『子どもの貧困』
明石書店

・労働政策研究・研修機構 [2008] 「母
子家庭の母への就業支援に関する研究」

生活保護における自立支援プログラム

—ケースワーカーの自己点検を中心としたプログラム評価—

主任研究者 岡部卓（首都大学東京）
分担研究者 矢嶋里絵（首都大学東京）
分担研究者 稲葉昭英（首都大学東京）
分担研究者 和気純子（首都大学東京）
分担研究者 堀江孝司（首都大学東京）
分担研究者 横野葉月（首都大学東京）

研究要旨

自立支援プログラムにおいては、プログラムを活用することにより、それが被保護者の自立にどの程度貢献しているのか、その到達レベル（評価）の確認を行うことは、必要な作業である。そこで、官学連携事業として生活保護における自立支援プログラムの策定とその評価指標の開発に取り組んでいる A 自治体と首都大学東京が行なっている各種プログラムの概要、評価結果と課題、今後の展望について、昨年度に引き続き明らかにする。

1 研究の概要

1.1 自立支援プログラムの評価の必要性

自立支援プログラムでは実際にプログラムを活用することにより、それが被保護者の自立にどの程度貢献したのかを明らかにする、「評価」を行なう必要がある。

評価には、生活保護ワーカー自身による「支援者評価」、被保護者による「利用者評価」、そして自立支援プログラム関わる当事者（被保護者、福祉事務所）以外の第三者による「第三者評価」がある。

それは、生活保護ワーカーは、被保護者およびその世帯を支援するに当たり、どの

ように支援課題を把握しているのか、どのような支援計画（支援目的・内容・方法・手順）を建てているのか、どのようにして自立支援プログラムを実行しているのか、またそれが被保護者にとってどのような意味を持つのか、を点検していく必要がある。

このプログラムの評価には、支援する前と、支援することによってもたらされた結果を分析（解釈）する「アウトカム評価（効果測定）」と、支援経過を継続的に観察し被保護者およびその世帯の課題解決にどのように寄与しているか支援過程を分析（解釈）する「プロセス評価」がある。

これまで生活保護の相談援助活動における評価は、長らく量的指標である廃止数（生

活保護廃止＝自立)あるいは扶助費の減額が評価指標の一つと考えられていた。それ以外の明確な指標は、十分作成されてこなかったといえよう。しかしこれからは、自立支援プログラムの導入を契機に、これら以外の評価指標についても、積極的に作成していく必要がある。そのためには、評価指標を作成し、支援によりどの程度、被保護者の自立が達成されているのか、を明らかにしていく必要がある。

このように自立支援プログラムにおいて「評価」を行うことは、具体的根拠に裏打ちされた実践に反映することであり、また直接支援を行う生活保護の実施機関である福祉事務所が説明責任(アカウントビリティ)を果たすことでもある。

1.2 調査の概要－自立支援プログラム点検票に基づく調査－

本年度も昨年度に引き続きA自治体と首都大学東京とが共同で作成した、A自治体で取り組まれている自立支援プログラムの個別プログラムに関する点検票(以下、点検票)をベースに調査している。

点検票『A自治体 自立支援プログラム実施に関する手引き』に収録されている。点検票は、SWが自らのプログラムの実施遂行状況やソーシャルワークについて評価するために作成されたものである。

本調査では、点検票に基づいた評価結果データを分析、解釈する。また、これらの分析・解釈を通して、よりよいプログラム実施のために必要な方策を示すことを目指している。実施プログラムは、次の通りである。

- ① 高校進学支援プログラム
- ② 不登校児プログラム
- ③ ひきこもり改善支援プログラム
- ④ 若年者社会生活支援プログラム
- ⑤ 精神障がい者在宅生活支援プログラム
- ⑥ 精神科等受診支援プログラム
- ⑦ 精神障がい者退院支援プログラム
- ⑧ 在宅要介護(支援)高齢者等支援プログラム
- ⑨ 介護サービス利用支援プログラム
- ⑩ 人工透析患者支援プログラム
- ⑪ 居住生活移行支援プログラム
- ⑫ 住宅情報提供支援プログラム
- ⑬ 成年後見制度利用支援プログラム
- ⑭ 多重債務解消支援プログラム
- ⑮ 就労支援プログラム
- ⑯ 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

2. ケースワーカーの自己点検票及び検討票に基づく評価

2.1 高校進学支援プログラム(横野)

2.1.1 プログラムの概要

高校進学支援プログラムは中学3年生の子どもを持つ保護者と子どもに対し、高校進学への意識を高め、貸付資金、就学扶助の情報提供を行うなど、高校入学までの支援を行うことで、ひいては子どもの社会的自立を促進することを目的としている。

学校での進路指導の時期と合わせて、4～5月には通学状況の確認、就学扶助の説明、貸付金制度の説明等を行う。7～8月には進路希望を確認し、受験に向けた取り組み(模擬試験受験や通塾等)を聴取すると

ともに制度説明を再度行う。10月には進路希望を再確認し、私立高校への進学を希望する場合には区の奨学金の予約申請を提案する。12月には志望校と受験日等を確認し、貸付金等を申請する場合にはその確認も行う。1月以降は試験日程に合わせて、受験料や入学準備金等の就学扶助の申請受理状況を確認していく。

2.1.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善(到達)項目には、大きく分けて各種制度に関する情報を得たかどうか、保護者や子どもが進路を積極的に考え、将来に希望を持つようになったか、高校等に進学がきまったか、という3領域に分けられる。ケースワーカーによる援助の点検項目には、子どもや保護者の考えの聴取、制度の説明、家庭状況の把握や学校・関係機関との連携に関する項目が挙げられている。

2.1.3 集計結果

平成19年度の高校進学プログラム対象となった事例の世帯類型は、母子生別が90件、母子死別が2件、障害が3件、傷病が14件、高齢者を含む世帯が1件、その他世帯(18歳以上のきょうだいが同居している等の世帯)が21件、不明が15件であり、母子生別世帯で6割を占めていた。世帯主の勤務形態は常用社員が1割に満たず、パートを合わせても4割強にとどまり、無職の世帯が多い。

進学状況については、図2.1に示す。未進学・就職のものはおらず、全対象者が高

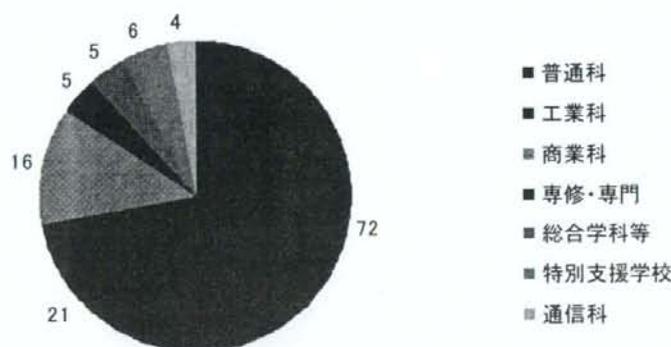
校・各種学校等への進学をかなえることができた。進学先については、大半が普通科であり、次いで工業科、商業科、その他の学校と続いていた。

ケースワーカーの自己点検によれば、貸付制度や私立高校への進学ができることなど、各種の制度に関する説明や保護者への働きかけはよく行われていたのに対して、子ども自身の考えの把握、学校、他の関連機関との連携がやや課題となっていた。また貸付制度の利用や必要な時の資金調達にも結びつかない事例が少数みられた。

2.1.4 今後の展望

高校進学プログラムが実施されて数年がたち、平成19年度には塾代の貸付も始まるなど内容の充実も見せた。その結果、高校進学プログラムに導入された全対象者において一定の進路が選択され、未進学・就職のものがなくなるという成果がみられた。ただし、実際の支援に際しては子どもへの働きかけが十分にはできていない。そのため、子どもが真剣に自らの進路を選んだ結果の進学先であったのか、高校進学を支える制度の存在を中学3年生になって知り、急速「受験できる進学先」を選んだのかなど、進路選定にいたるプロセスは定かではない。但し、プログラムが始まって数年経っていることなどから、熟練したケースワーカーであれば早い段階から当プログラムの存在を伝えるなどして、子どもが将来展望を抱けるような支援を提供していることであろう。

図2.1.1 進学先の分布



2.2 不登校児支援プログラム（横野）

2.2.1 プログラムの概要

当プログラムは、被保護世帯に義務教育の不登校状態の子どもがいる場合に実施される、子ども本人と保護者を対象とするプログラムである。担当 CW は子どもや家族の状況を把握し、子どもや保護者の同意を得た上で学校に連絡し、情報を共有し連携を図る。また家庭の状況を把握した結果、児童虐待や育児放棄等親の不適切な養育状況が明らかになった場合には、速やかに子ども家庭支援センター（緊急時には児童相談所、警察）と連携する。

関係機関としてはフレンドセンター（相談、コンサルテーション、適応指導教室）やスクールカウンセラー、教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所が挙げられる。担当 CW は保護者にこれらの機関について紹介し利用を促したり、学校や関係機関からの働きかけや協力を要請したり、必要なら同行訪問を行うなど、共通理解に基づく支援を展開していく。これらにより、子どもの不登校状態の解消や、社会的適応能力の向上を図るプログラムである。

2.2.2 課題項目の概要

支援対象者については、「子どもの表情が明るくなった」「子どもがあいさつ等声かけに応じるようになった」等子どもの変化に関する項目と、「保護者が子どもに対する思いを話すようになった」「保護者が関係機関につながるようになった」等保護者の変化に関する項目が含まれている。援助の点検項目では、子ども、保護者に対する働きかけに加えて、通学先や関係機関への働きかけに関する項目も設けられている。

2.2.3 集計結果

平成20年3月末時点での自己点検評価票を得たのは5事例であった。全事例とも「支援継続中」であった。世帯類型が把握できる4世帯のうち、1世帯が「その他世帯」（18歳のきょうだいが含まれる母子世帯）、3世帯が母子生別世帯であった。

できた支援の内容については世帯によってばらつきがみられる。保護者が子どもに対する思いをケースワーカーに話せるようになったのが2事例、「ある程度できた」「少しできた」「できない」がそれぞれ1事例ずつであった。子どもが声かけに応じるよう

になったのは1事例であった。子どもの心境を聞くなどの支援ができた事例は1事例にとどまった。

検討票から詳細を確認すると、きょうだいのいる3事例のうち2事例についてはきょうだいにも不登校経験があった。また1事例では本人も含めて教育相談所や児童相談所での支援を継続的に受けている。2事例では、保護者が学校（担任、スクールカウンセラー）や子ども家庭支援センターと相談し、今後の方針について相談している（様子を見守るという方針とのこと）。また1事例では夜間外出等の問題があり、学級担任から「学校に行くよう本人を説得してほしい」と両親が指示されており、警察とも連携している。また1事例では本人との面談もできていたが、ネグレクト疑いで児童相談所が関与したなど、母親が仕事等で疲弊し、養育スキルの低下が懸念されていた。母親が就労を始めたストレス反応で不登校になった事例では、母親が休職して本人支援に当たらざるを得なかった。

2.2.4 今後の展望

報告された事例では、子どもとの良好な関係づくりが難しいことが大半であった。また、子どもと面談できても、親子との問題意識の共有にまではいたっておらず、支援の難しさが示唆された。

学校での支援では様子見を提案されることが多かった。また母子世帯では母親が就業しており、それが子どもにとってストレスとなったり、十分に目が行き届かなかったりしていた。板橋区内の調査では、生活保護世帯を含む就学援助受給世帯での不登校率は、一般世帯での不登校率より高

いことが明らかになっている¹⁶。本調査からは、本人に対して直接的な継続的支援が提供されていることは少なく、多くの事例では母親への支援にとどまっていること、ケースワーカーからの働きかけに対しても本人が応じにくいこと、母親の就業や将来展望の欠如、非行や離婚、きょうだいの不登校といった多様な問題背景を抱えていることが多いこと、などが明らかになった。

生活保護世帯の不登校児支援においては、経済的な背景や人的リソースの不足といった複合的な問題が背景にあり、子どもの心理に注目するだけではなく幅広い観点からの支援が必要になるだろう。

2.3 若年者社会生活支援プログラム（横野）

2.3.1 プログラムの概要

義務教育終了後、就労や修学をしていない概ね20歳代の若年の保護者を対象としたプログラムである。対象者に対して適性を検討し、進学、就職、職業訓練の受講等に結びつけ、支援対象者の経済的、社会的自立を促すことを目的としている。

対象者の年代や希望にあわせて、高校進学支援や就労支援といった他の支援プログラムの適用や、職業訓練校入校時技能習得費の支給について検討する。希望が不明瞭な場合には、関係機関を活用して適性を検

¹⁶ 毎日新聞『不登校：中学生の原因、生活苦も 保護世帯の1割——東京・板橋区調べ』2009年1月30日朝刊。

<http://mainichi.jp/life/edu/news/20090130ddm001100032000c.html>

討したり、精神面での問題への対応必要性を検討したりし、定期的な面接により継続的な支援の提供を心がける。主な連携先としては福祉事務所の就労支援相談員、保健師、東京しごとセンターなどが挙げられる。

2.3.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善項目には、「面接ができるようになった」「支援対象者／家族の表情が明るくなった」「具体的行動を決めることができるようになった」等支援対象者および家族との関係構築の指標になるものと、「他のプログラムにつながった」「東京しごとセンターにつながった」等他のプログラムや関係機関との連携という介入の進展度に関連する項目がある。またCWによる援助の点検項目は状況の聴取、支援方針の検討等、段階的な支援が把握できる内容となっている。

2.3.3 集計結果

平成19年度3月末での自己点検票は2件寄せられた。うち1事例は支援継続中であり、もう1事例は残念ながら転出のため支援が中断された事例である。

支援継続中の事例については、ケースワーカーの自己点検によれば家族との相談関係が構築できているが、本人とはまだ面談できておらず、家族経由で本人の考えや将来の方向性の把握に努めている段階であるように思われる。ケースワーカーが若年の支援対象者と直接関係を築くのが困難であっても、家族を支え続けることは重要である。

もう1事例については、転出前の検討票が添えられており、中学校卒業後に就職に

至ったことが記載されている。本人は仕事をして一人前になりたい、という希望のみ抱いているが、自らの適職の判断や決まった時間に起きる等の日常生活習慣の確立に課題があった。まだまだ精神的に未熟であるため、合理的な判断もできない可能性も含め、他のプログラムの使用も含めて支援方針を注意深く見直す、と言ったスタンスでケースワーカーも関わっていた。

2.3.4 今後の展望

若年者への社会生活の支援に際しては、粘り強い姿勢が必要となる。支援継続中の事例については、家族支援を中心に本人が様々な展望を描けるように支えていくことが重要であろう。こうした支援対象者を抱えていると、しばしば家族が困難感を強め、本人に対して過剰なプレッシャーをかけたがり批判的な対応をしたりして、それが却って本人の意欲を削いでしまうことは少なくない。家族が本人に対して過剰な批判をせずに済むためにも、家族を支えることは重要であろう。

また、こうした若年者の中には、現実的な将来展望をもたないままに、「とにかく働いて稼げるようにならなくてはいけない」という気持ちだけを抱くものがある。非行少年に関する研究の中には、内省的に現状を受け止めたり、判断を留保してじっくり状況を考えたりすることが難しいとする報告¹⁷がある。こうした場合にも、損得勘定を

¹⁷ 奥村雄介、野村俊明、吉永千恵子他「少年非行と行為障害との関連について」pp31-35,厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野こころの健康科学研究「児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援

現実的に考慮できるように支えたり、一緒に将来の選択肢を複数取り上げた上で考慮したりするなど、粘り強い支援が求められるであろう。こうした問題が生じる背景には、少年時代頃からの失敗体験の蓄積や将来展望の無さなどから、自棄的な思考パターンが強化されている可能性がある。問題が顕在化する前に、すなわちより小さい頃から、子どもを対象とした支援が提供されることが求められるかもしれない。

2.4 精神障がい者在宅生活支援プログラム(横野)

2.4.1 プログラムの概要

精神障がいにより、日常生活上の様々なことに困難を感じるものの、対人関係を築くのが難しく、適切な相談機関へ援助を求めることが難しいものも少なくない。本プログラムでは、精神障がいのある在宅の被保護者に対し、精神科医療機関等と連携をはかりながら、日常生活における個別課題に応じて医療、制度、福祉サービスが利用できるよう支援していくことにより、日常生活自立及び社会参加を促すことを目的としている。

2.4.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善項目は、サービスの利用に関するもの、「生活にリズムができた」「服装が清潔になった」等日常生活の身辺自立に関するもの、「人との交流が増えた」「将来について話すようになった」等社会参加や安定した生活に関連するものが含まれている。援助の点検項目は、状況の聴取

やサポート資源の把握、サービスの利用促進に関する項目となっている。

2.4.3 集計結果(自己点検の結果のまとめ)

ケースワーカーによる自己点検票がえられた全70例について、課題改善状況を確認したところ、確認(現状維持)が52例(74.3%)、改善が6例(8.6%)、支援継続中が9例(12.9%)、未記入が3例(4.3%)であった。

検討票と照合すると、「確認(現状維持)」の事例では、服薬を継続し落ち着いてきている、幻聴はあるが金銭管理など自分なりに工夫しながら病状を安定させている、年度途中で退院しアパートに入居、デイケアや訪問介護、ホームヘルプサービスを活用しながら居宅生活を維持している、など、一定程度の症状を抱えつつも在宅生活を継続できているものが挙げられていた。板橋区ではJHC板橋会などによる精神障がい者地域生活支援の先駆的な取り組みが実践されていることもあり、多様な社会資源を適切に利用して、支援対象者の半数以上が在宅生活を安定的に継続できていた。

「改善」とされた事例について検討票を調べたところ、「確認(現状維持)」の事例と類似しており、本人にあった多様なサービスを活用しながら安定して地域生活を送っている状況がみられた。うち3例は、プログラム開始後3ヶ月以内の評価であり、プログラム導入直後の変化が一定程度見られたため「改善」という変化を含んだ評定になったのかもしれない。

「支援継続中」の事例については、室内の整頓ができず病識や服薬管理も不十分である、以前は作業所通所や就労支援に向け

助に関する研究」平成16年度総括研究報告書(主任研究者齊藤万比古)

て動きを見せていたが現在は症状再発への不安から一歩踏み出せないでいる、対人緊張が強く就労やデイケア参加等が困難、病識が欠如し医療機関との関係性に課題がある、といった事例が挙げられていた。主として精神症状が不安定で、病識が欠如している場合と、対人緊張や対人不安が強く、社会的な活動への参加の場が限局している場合とに分けられよう。表に「支援継続中」とされた事例について、ケースワーカーの

自己点検評価の結果を示す（無回答・重複回答は除く）。その結果、支援対象者の課題到達状況については多くが「できない」とされており、特に生活向上の意欲、新たなサービスの利用や関係機関や他の人との交流の増加に「できない」との回答が多い。ケースワーカーの援助の点検項目でも、他のサービス利用につなげることや、関係機関との連携に課題を感じている場合が多かった。

表 2.4.1 「支援継続中」だった事例のケースワーカーの自己点検評価

	できない	少し できた	ある程度 できた	できた
支援対象者の課題到達状況				
生活を向上させたい意欲が出た。	4 (50.0)	3 (37.5)		1 (12.5)
利用可能な制度・サービスの情報を得た。	4 (57.1)	1 (14.3)		2 (28.6)
新たな制度・サービスの利用を開始した。	5 (71.4)		1 (14.3)	1 (14.3)
生活にリズムができた。	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	
服装が清潔になった。	2 (28.6)	1 (14.3)	3 (42.9)	1 (14.3)
室内が清潔になった。	3 (37.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	1 (12.5)
服薬ができるようになった。	2 (28.6)	0	3 (42.9)	2 (28.6)
関係機関とつながり相談先が増えた。	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
課題に対して達成感を持てた。	4 (50.0)	4 (50.0)		
人との交流が増えた。	5 (62.5)	2 (25.0)		1 (12.5)
落ち着いた雰囲気を持つようになった。	3 (42.9)	4 (57.1)		
将来について話すようになった。	3 (42.9)	4 (57.1)		
表情が明るくなった。	3 (42.9)	4 (57.1)		
安定した生活が維持できている。	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	
ケースワーカーの援助の点検				
支援対象者の制度・サービスの利用状況を把握した。			3 (37.5)	5 (62.5)
支援対象者の生活状況を把握した。		3 (37.5)	3 (37.5)	2 (25.0)
支援対象者の訴えを聴取した。			5 (62.5)	3 (37.5)
親族との関りを把握した。	1 (12.5)	2 (25.0)	2 (25.0)	3 (37.5)
関係機関との関りを把握した。		2 (25.0)	3 (37.5)	3 (37.5)
利用できる制度・サービスの説明をした。		2 (25.0)	2 (25.0)	4 (50.0)
必要と思われる制度・サービスの利用について動機付けを行った。	2 (25.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	2 (25.0)
関係機関と連携して制度・サービスの利用支援を行った。	6 (75.0)		2 (25.0)	
新しい制度・サービスにつなげた。	6 (75.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	
新しい制度・サービスの利用後に状況把握をした。	4 (66.7)		2 (33.3)	

2.4.4 今後の展望

精神障がい者の在宅生活支援に際しては、多くの事例でデイケアや訪問介護、ホームヘルプ、通院医療機関や作業所、など本人にあった社会資源を適切に組み合わせて活用しており、退院直後の事例も含めて落ち着いた地域生活を過ごしている事例が大半を占めた。

しかし少数ながら、在宅生活が落ち着いていない事例もあり、それらにおいては精神症状が不安定であったり、対人緊張・対人不安が強く社会参加への意欲がそがれてしまったりしており、継続的なかかわりの重要性が示された。

精神障がい者の中には他者との関係を築くのに通常より時間のかかるものも多く、生活保護ケースワーカーの粘り強い関係づくりが、他のサービス活用の窓口になることも少なくないため、一見すぐに成果が現れないように感じられても粘り強く支援を継続することは重要であろう。

精神科等受診支援プログラム

2.5 精神科等受診支援プログラム

2.5.1. プログラムの概要

本プログラムは、日常生活の状況から精神疾患、認知症の問題が疑われるが、未受診である被保護者に対して、関係機関と連携しながら精神科等医療機関につなげ、日常生活の不安定要因を明確にするとともに適切な支援を行い、日常生活の自立を促すことを目的とするプログラムである。

生活状況等から、精神疾患、認知症の問題が疑われるが受診歴がない被保護者に対し、健康福祉センターの保健師等と連携し、

訪問や面接を重ねて支援対象者の訴えや状況認識、受診を妨げている要因を把握するとともに、問題認識をすり合わせることや、身体疾患での主治医がいる場合には、主治医の意見を聴取すること、親族や扶養義務者の協力を仰ぐことなど、多様な方法を用いて適切な医療的な診断や支援が提供されるように働きかけるものである。

2.5.2. 課題項目の概要

課題項目では、精神科受診等により生活状況が改善されることを期した項目が多い（「生活を向上させたい意欲が出た」「生活にリズムができた」「服装（または室内）が清潔になった」）。また、医療を中心とする関係機関への拒否感の軽減に関するものもある（「関係機関の関わりに対する拒否が減った」「受診への拒否が軽減できた」「受診の必要性を感じるようになった」）。

ケースワーカーによる援助の点検項目では、①支援対象者の生活状況の把握、課題の把握、親族や関係機関とのかかわりの把握といった、支援対象者をめぐる情報収集と、②保険市との連絡、関係機関との連携、親族との連携といったネットワーキング活動、③生活上の課題について周囲の考えを支援対象者に伝える、囑託医に相談する等して支援に向けての助言を得る、といった受診に結びつけるための介入的働きかけが挙げられている。

2.5.3. 自己点検結果

平成19年度のプログラム対象は2事例であった。どちらの事例についても、課題改善状況については「改善」とされており、ケースワーカーの自己点検項目については、

非該当とされたものを除いてすべて「できた」と評価されていた。

検討票によれば、1 事例はもともと身体疾患があり、その合併症として精神症状が出現していた。そのため身体疾患の主治医から心療内科受診をすでに進められており、本人自身も精神科等の受診の必要性を認識していた事例である。そのため、早期に精神科等の受診に至り、その後ケースワーカーの働きかけで自立支援医療を申請するとともに、精神障害者在宅生活支援プログラムへと移行している。

もう一つの事例は、もともとうつ状態によって仕事ができなくなり保護開始に至った事例である。そのため既に精神保健福祉手帳の取得があった。本事例では受診の継続を支援するとともに、自立支援医療の活用を支援していた。

2.5.4.今後の展望

精神障がい者の受診困難は、多くが病識の欠如に起因するものとされる。自分の状態がおかしい、という病感はあるも、幻覚や妄想、思路の障害が精神疾患によるものだという病識はなかなか持ちづらく、それゆえ医療不信に陥ることが少なくない。そのような事例への援助のために本プログラムは構成されている。

平成 19 年度の 2 事例については、起案日には既に支援対象者において一定の病識がみられ、既に精神科受診歴があるか、受診意欲を持っている事例であったためスムーズに受診継続支援が図られた。

今後このような支援を積み重ね、関係機関との連携体制を強固にしていくことによって、病識の乏しい被保護者に対しても適

切な支援が提供していける基礎を固めておくことは重要であろう。

2.6 精神障がい者退院支援プログラム(槇野)

2.6.1 プログラムの概要

精神科医療機関に長期入院している被保護者で、退院可能であるものに対し、医療機関との連携の下で在宅生活への移行や施設入所を支援していくことにより、社会的自立を促進することを目的とする。対象者の状態に応じて救護施設、更生施設、介護施設、グループホームなどの施設入所か、公営住宅や民間賃貸住宅等の在宅生活への移行を検討する。一般住宅への入居の場合には、物件探し、物件確保、外泊訓練、賃貸契約支援、居住後の継続的な支援体制の構築、といった多様な支援策を包括的に整えていくことが求められる。そのためには、複数の機関の連携が必須である。

2.6.2 課題項目の概要

課題改善(到達)項目は、退院を考え始める段階から、スケジュールの考慮、金銭管理、物件確保、契約、外泊訓練、施設入所の話し合い、まで地域居住に至る諸段階を包含している。援助の点検項目では、支援対象者や関係機関のスタッフとの関係性の構築、具体的な調整や施設入所にかかる手続が含まれている。

2.6.3 集計結果(自己点検の結果のまとめ)

全 13 事例のうち、課題改善状況の評価によれば、退院に至った事例が 7 事例、支援継続中の事例が 6 事例であり、約半数が退院に至っている。

各項目について「できた」との評価とそ

れ以外の評価に分け、退院との関連を検討した。その結果、支援継続中の事例については全項目で「できた」という評価がみられなかった。支援継続中の事例について詳細に検討すると、全項目で未記入が1事例あり、またほとんどの項目で「できない」ないしは「非該当」として評価されている。支援継続中でありながらある程度できたのは、「施設入所の話し合いを始めた」「退院に向けて関係機関との連携した支援体制を作れた」「退院に向けて親族と調整をした」で「少しできた」が各1件、「病院訪問により、支援対象者や病院スタッフと信頼関係を作れた」で「ある程度できた」が1件にとどまった。逆に退院した対象者で多く「できた」と評価された項目は、「退院準備のための外泊訓練を始めた」「病院訪問により、支援対象者や病院スタッフと信頼関係を作れた」「退院に向けて関係機関との連携した支援体制を作れた」で各6件と多くみられていた。すべての項目で「できた」と評価されていなくても、周囲の支援体制があれば退院につながっていると考えられた。

2.6.4 今後の展望

精神障がい者はその障害特性ゆえに、援助職と安心して会話ができる関係を構築するのに時間がかかったり、長期入院からの退院の展望について具体的な希望を築きにくかったりすることが多い。そのため退院支援に際しても、具体的に相談できるような信頼関係を構築するのに時間を要し、本人の意思を引き出すのに時間をかける必要があり、同時に周囲の支援体制を構築することがたいへん重要となる。本調査の結果からも、支援継続中である場合には関係構

築に時間をかけつつ、徐々に具体的な退院後の生活について話し合ったり、支援関係者等との関係作りを始めていた。逆に退院に至った事例では、本人が不安の相談や金銭管理等すべてのことが行えなくとも、周囲の支援関係者とのネットワークを強固に築くことができれば退院できていることがうかがえる。

今後も退院支援に当たっては、本人への粘り強い支援に加えて、支援関係者とのネットワーク活動が、ますます重要性を帯びてくるだろう。

2.7 在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム（和気）

2.7.1 プログラムの概要

本プログラムは、介護を必要とする在宅高齢の被保護者を対象とし、「在宅要介護（支援）高齢者支援プログラム検討票」を用いて介護をめぐるニーズとサービス利用状況を把握し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの関連機関との連携によって必要な介護サービスの導入を図り、対象者の社会的および日常生活の自立を促すことを目的としている。なお、介護サービスが必要であるが、対象者が介護サービスの利用を拒否している場合は、2.8.に示す「介護サービス利用支援プログラム」を活用する。

2.7.2 課題項目の概要と自己点検評価

本プログラムの対象者は94名（昨年は36名）であり、課題達成状況の内訳は、「確認（現状維持）」が70名（78%）、「改善」が16名（18%）、「支援継続中」が4名（4%）

である。対象者は昨年度より大幅にふえたが、課題達成状況の内訳の割合はほとんど変わらない。

自己点検の課題項目は、①対象者の日常生活のアセスメントにもとづくサービスの利用状況の把握、②介護サービスの利用支援、③要介護（支援）認定申請支援、④関係機関への連絡・送致、⑤ケアマネジャーとの連携、⑥通院などによる不在を回避した家庭訪問の実施、⑦対象者の状況を身近で把握するケアマネジャーによる近況確認、⑧ホームヘルパーの訪問による近況確認の計8項目である。自己点検の評価の結果は下記に示すとおり、認定申請は必要なすべてのケースでできているほか、サービス利用状況の把握や情報提供、介護サービスの利用支援、関係機関および関係者との連携は8割以上のケースで「できた」とされている。他方、不在を回避した家庭訪問や関係機関との連絡・送致が「少しできた」「できない」とするケースが1割程度存在し、

今後の課題である。

2.7.3 課題改善に関する評価

課題改善項目を具体的にみると（表3.6.2）、要介護（支援）認定の申請は必要なケースのほとんどでできているほか、サービス情報の入手や福祉用具による安全確保については8割以上のケースで「できた」と評価されている。一方、ヘルパーの受け入れや金銭の計画的管理については、「できた」とする回答が5割前後となっており、対象者が長年形成した生活習慣や生活に踏み込む支援の難しさをうかがわせる結果になっている。全体としては、9割におよぶケースについて「安定した生活の維持」が「できた」または「ある程度できた」となっており、本プログラムの有効性が示されたと言えるだろう。ただし、「表情が明るくなった」といった対象者の心理面における改善の度合いをみると、依然として改善の余地が残されているとも考えられる。

表 2.7.1 ケースワーカーによる自己点検評価（数字は割合）

	できた	ある程度 できた	少し できた	できない
制度・サービス利用状況把握	85.1	13.7	1.1	0
介護サービス利用助言・活用	84.0	10.0	6.0	0
認定申請助言・代理申請	100	0	0	0
関係機関への連絡・送致	81.3	7.8	9.4	1.6
ケアマネジャーとの意思疎通	72.5	22.5	5.0	0
不在回避の家庭訪問	69.3	20.0	9.3	1.3
ケアマネ訪問による近況確認	76.9	17.9	2.6	2.6
ヘルパー訪問による近況確認	76.0	17.3	4.0	2.7

<非該当・不明ケースを除く>

表 2.7.2 課題改善状況の評価 (数字は割合)

	できた	ある程度 できた	少し できた	できない
サービス情報の入手	82.1	14.91	3.0	0
要介護(支援)認定申請	95.2	4.8	0	0
ヘルパーの受け入れ	42.1	42.1	15.9	0
関係機関での相談確保	77.0	16.4	6.6	0
ヘルパーによる居室清掃	70.5	14.8	14.8	0
サービスによる食事改善	73.5	16.3	8.2	2.0
金銭の計画的管理	58.1	16.1	19.4	6.5
サービスによる通院介助	72.0	16.0	12.0	0
福祉用具による安全確保	83.3	6.7	10.0	0
表情が明るくなった	58.8	23.5	16.2	1.5
安定した生活の維持	70.6	20.0	8.2	1.2

<非該当・不明ケースを除く>

2.7.4 今後の展望

今回の評価では、昨年度に引き続き、要介護認定の申請といった手続き的な支援や、福祉用具といった特定のサービス利用による課題の改善が顕著にみられる一方、ヘルパーの受け入れや金銭管理といった対象者の生活習慣に関わる課題については、必ずしも十分な改善が図られていないことが判明した。高齢者の生活習慣は、長年にわたって形成されてきたものであることから、サービスの導入だけでは改善が難しい場合も少なくない。高齢者一人一人に特有な生活スタイルや価値観を理解し、信頼関係を構築しながら、介護予防や健康管理を含めた生活の質の向上について十分な情報提供や助言を行い、関係機関・専門職と継続的に連携・協働して支援を展開していくことが必要であろう。また、対象者の心理面を含めたトータルな生活の質の向上を目指していく視点をもつことが重要である。

2.8 介護サービス利用支援プログラム(和気)

2.8.1 プログラムの概要

本プログラムは、介護が必要な状況にありながら、介護サービスの利用を拒否し、日常生活に支障を生じている在宅高齢の被保護者を対象とする。支援にあたっては、「介護サービス支援プログラム検討票」を用いながら、介護をめぐる心身のニーズ、親族との関係、受診歴、サービス利用歴等を把握しながらサービスを拒否する背景要因を明らかにし、介護サービス利用につなげる方法を多角的に検討する。また、必要に応じて認知症をはじめとする精神疾患の有無や入院治療の必要性を主治医や関連機関の意見をもとに検討し、専門医療機関の受診を支援する。サービス拒否が継続している間は、関係機関との連携のもとに見守り支援を行い、介護サービス利用を促す支援を展開する。その際は、公的機関のみな

らず、親族等によるインフォーマルな支援も視野に入れる。サービス利用に至るプロセスにおいては、本人との面接を粘り強く重ね、信頼関係を構築することが重要になる。なお、介護サービスの利用が合意された場合は 3.6 に示した「在宅要介護高齢者等支援プログラム」へ移行する。

2.8.2 課題項目の概要と自己点検評価

自己点検の課題項目は、対象者の生活状況、課題、意向、諸機関との関係性の把握、介護サービスの説明や申請支援、面接の積み重ねによる信頼関係の構築、関係機関の紹介および関係機関への情報提供と連携、親族の協力確保などを含む 14 の項目によって構成されている。今回は、プログラム対象者が 9 名で昨年の 3 名より 6 名の増加をみており、支援困難な利用者が増大傾向にあることがうかがわれる。

自己点検評価の結果は、意思疎通の困難さからいくつかの項目を通して「できない」という利用者が 1 名存在しているが、その利用者の評価を除くと、「ある程度できた」「できた」とされている項目がほとんどである。とりわけ、対象者の生活状況や課題の確認、介護サービスの説明や申請支援、関係機関との連携については、「ある程度できた」または「できた」という評価が 8 割近くを占めている。しかしながら、「訪問等面接を重ねて、支援対象者と信頼を築いた」という項目では、「ある程度できた」が 56%、「できた」が 33%となっており、認知症や ADL の低下がみられる状況で対象者と十分な信頼関係を築くことが困難であったことがうかがわれる。また、「親族の協力を得られた」という項目についても、「ある程度

できた」が 11%、「できた」が 44%にとどまっており、対象者の社会的孤立が深刻化していることがわかる。

2.8.3 課題改善に関する評価

本プログラムの対象者は 9 名であり、課題達成状況の内訳は、「改善」が 6 名、「支援継続中」が 2 名、「不明」が 1 名である。「不明」とされたケースは、近隣から対象者の行動等について苦情があるものの対象者にその認識がなく、サービスの利用を強く拒否している事例であり、支援が継続されているケースであると考えられる。

対象者の課題改善に関する評価では、認知症のため現状認識が乏しいうえに本人および親族がサービス利用を強く拒否している 1 ケースがほとんどの項目で「できない」と評価されているものの、その他については「ある程度できた」「できた」という評価が両者あわせて 7 割以上を占めている。「少しでもできた」という評価が一定程度みられる項目は、「親族からの連絡・支援」「身体の清潔」で 3 割程度となっている。

2.8.4 今後の展望

介護が必要であるにもかかわらず、介護サービスの利用を拒否する高齢者の多くは、認知症などの精神疾患を抱えて適切な判断能力に障害をもっている場合が少なくないうえに、周囲に対象者の状況を正しく認識し、対象者と信頼関係をもってサービス利用を促してくれる親族がいない者が多い。他方、親族がいる場合でも、親族がサービス利用に拒否的である場合は、さらに問題の解決が困難になる場合もあるようだ。また、今回の対象者のなかには近隣との間に

トラブルを抱えているケースもあり、サービスの導入が図られないまま対応に苦慮している現状もみられた。このような状況では、継続的な面接によって信頼関係を築く一方で、主治医を含めた関係機関による多角的な支援や連携がより一層重要になると考えられる。

2.9 人工透析患者支援プログラム

2.9.1 プログラム概要

当プログラムの目的は、通院先等関係機関との連携を図り、腎不全に罹患し人工透析を受けている支援対象者の生活状況を把握し、安定した日常生活を送れるよう支援していくことで、支援対象者の健康および日常生活自立を促すことであり、具体的には、支援対象者の通院状況、通院手段等を人工透析患者支援プログラム検討票により把握し、適切な訪問、緊急時の対応を容易にするものである。

方法は、①支援対象者にプログラムを説明し、利用の合意を得る、②通院先、透析日等を確認し、検討表を作成、③身体障害者手帳を所持していない支援対象者には、取得を助言、手続きを進める、④65歳未満の場合、障害年金等について受給資格を確認する、⑤食事状況に留意し、食事状況に不安がある場合、配食サービス、ホームヘルプサービスの導入等を検討する、などである。

2.9.2 課題項目の概要

支援対象者の課題改善（到達）項目は、①手帳の活用、②年金活用、③自立支援医療の活用、④配食サービスの活用、⑤ホー

ムヘルプサービスの活用、⑥食事についての知識の深まり、⑦安心して療養できるようになる、⑧安定した生活の維持、の8つである。これらを「できた」「ある程度できた」「少しできた」「できない」の4段階で判断するように設定してある。これらの8つの課題のチェック結果を踏まえて、全体としての課題改善状況を、「確認（現状維持）」、「改善」、「支援継続中」のどれかに判断することになっている。

2.9.3 集計結果

平成19年度には31名の対象者について、ケースワーカーによる自己点検票ないしは点検票を得た。その結果、課題改善状況については22名（71.0%）が現状維持中であり、1名が改善（3.2%）、5名が支援継続中となっていた。なお現状維持中のうち1名と、未記入であった1名については年度途中で死去され廃止となっている。また2名については検討票のみであり、ケースワーカーの自己点検の内容は不明である。

改善とされた1事例については、長期入院をしていたが、不動産業者の協力を得てアパート退院となり、介護保険を活用することとし週3回のヘルパー派遣を受けながら在宅生活が継続可能になった事例である。特別な食事が必要でないため、「食事についての知識が深まった」の項目で「ある程度できた」となっている他は、該当する全項目で「できた」と評価されており、介護保険や自立支援医療といった他法制度を活用して地域生活支援に結びついていた。

ケースワーカーの自己点検の結果の概要を表に示す。ほぼ全例について「支援継続中」ないしは「現状維持」であったため、

クロス集計ではなく無効回答を除いた全回答について単純集計を記載している。「できない」が多かったのは「年金の活用」「配食サービスの活用」「ホームヘルプサービスの活用」「他法他施策の活用」であった。これらについて、検討票で詳細を確認したところ、全事例で身体障害者手帳の1級が取得されており、また8事例については介護保険または障害者自立支援法によるヘルパー派遣が行われていた。ただし、いくつかの事例については、家族の支援や本人の希望を考慮してサービスの利用を申請しなかったり、中止したりしているが、ケースワーカーと面接を継続し状況を把握している。詳細について記載がないのは数例に過ぎなかった。他の自立支援プログラムと併用し

ている患者もみられた。

したがって、人工透析患者支援プログラムに導入された対象者に関しては、概ね他法他施策を有効に活用しつつも、本人や家族の意思に応じて自立した生活を営めるように適切な支援がなされていると言えよう。

2.9.4 今後の課題

人工透析患者については、他の施策も活用しつつ、地域生活が維持できるように今後も適切な支援の提供が求められる。地域生活が安定すると面接頻度が少なくなることはあるが、高齢者で独居生活者も少なくないため、地域の見守りネットワーク等の活用も含めて、本人の自助努力を妨げない範囲で継続的な支援が必要であろう。

表 2.9.1 ケースワーカーの自己点検結果(支援対象者の課題到達項目及び援助の点検項目)

	ある程度							
	できない		少しできた		できた		できた	
	N	%	N	%	N	%	N	%
手帳の活用が図られた。	0	.0%	0	.0%	3	20.0%	12	80.0%
年金の活用が図られた。	5	55.6%	0	.0%	0	.0%	4	44.4%
自立支援医療(更生医療)の活用が図られた。	1	4.5%	0	.0%	0	.0%	21	95.5%
配食サービスの活用が図られた。	7	87.5%	0	.0%	1	12.5%	0	.0%
ホームヘルプサービスの活用が図られた。	6	50.0%	0	.0%	1	8.3%	5	41.7%
食事についての知識が深まった。	1	7.1%	6	42.9%	4	28.6%	3	21.4%
安心して療養できるようになった。	0	.0%	2	10.0%	8	40.0%	10	50.0%
安定した生活が維持できている。	0	.0%	2	7.4%	8	29.6%	17	63.0%
支援対象者の生活状況(透析日等)を確認した。	0	.0%	0	.0%	1	3.4%	28	96.6%
家庭訪問が適切に行えるようになった (通院等による不在の回避)。	0	.0%	1	3.7%	8	29.6%	18	66.7%
加算の計上を検討した。	0	.0%	2	9.1%	2	9.1%	18	81.8%
他法他施策について説明をした。	1	4.3%	3	13.0%	7	30.4%	12	52.2%
他法他施策の活用を図った。	4	20.0%	2	10.0%	3	15.0%	11	55.0%